

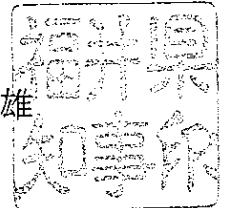


環 政 第 2 1 7 号

平成12年7月21日

通商産業大臣 平 沼 赳 夫 殿

福井県知事 栗 田 幸 雄



日本原子力発電(株)敦賀発電所3, 4号機増設計画に係る環境影響評価
方法書に関する環境の保全の見地からの意見について

みだしのことについて、電気事業法第46条の7の規定に基づき、環境影響
評価法第10条第1項の意見を別紙のとおり提出します。

なお、今後、貴職が行う勧告におかれましては、この意見を十分勘案いた
だきますようお願い申し上げます。

(別 紙)

敦賀発電所 3, 4 号機増設計画に係る事業実施区域は、若狭湾国定公園の第 2 種特別地域に指定されている自然海岸である。また、背後には西方が岳および蝶螺が岳を抱える自然環境が豊かな地域であり、当該地域周辺は海水浴、釣り、登山、自然探勝などの場として、年間を通じ多くの利用者が訪れている。

国定公園の特別地域は、自然の地形、植生の改変を極力抑制すべき地域であることから、環境影響評価に当たっては、まず、事業計画において、切土工事・埋立工事等の敷地造成による地形の改変を最大限抑制することが必要である。

その上で、このような地域特性を踏まえ、動植物や景観への影響について、十分考慮する必要がある。

また、温排水の影響については、当該事業実施区域の周辺海域に、既設の発電所からの温排水も排出されていることから、これらの影響についても考慮する必要がある。

このため、方法書に記載されている事項に加え、以下の事項に十分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが重要である。

1 環境影響評価の項目等について

(1) 発電用の電気工作物以外の電気工作物（送電設備等）の設置など、本事業と相互に密接な関連を有する事業であって、本事業と併せて実施されることにより、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合には、当該関連事業についても環境影響評価を行うこと。

(2) 造成等の施工による一時的な影響については、工事内容によってその影響が異なることから、具体的な工事内容を踏まえて、以下により適切に項目を選定すること。

特に、事業実施区域周辺海域は、浦底や水島などの海水浴場が点在し、また、養殖や定置網等の各種の漁業が営まれていることから、水環境への影響に十分配慮する必要がある。

① 工事用仮設ヤードおよび土捨場の設置に伴い、粉じんの発生および濁水の流出のおそれがあるため、その影響について予測・評価の対象とすること。

② コンクリートプラントからの排水、コンクリート打設が、水の汚れに影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について予測・評価の対象とすること。

- ③ 埋立工事に用いる土砂については、あらかじめ溶出試験を実施し、その結果、有害物質が水質に影響を及ぼすおそれがある場合には、その影響について予測・評価の対象とすること。

- (3) 事業実施区域周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサ、「哺乳類及び鳥類のレッドリスト」で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているヒナコウモリなどの生息が確認されており、建設機械の稼動、切土工事、埋立工事および発破工事などが、これらの重要な種および注目すべき生息地に影響を及ぼすことが懸念されるため、その影響について予測・評価の対象とすること。

また、植物の重要な種および重要な群落への影響についても、同様に、予測・評価の対象とすること。

- (4) 本事業に伴い、ばい煙発生施設を設置する場合には、大気環境への影響に留意し、必要な項目を選定すること。

- (5) 事業実施区域周辺には、変化に富んだ自然海岸が存在していることから、護岸、防波堤および埋立地の存在などにより、周辺海域における流況が著しく変化する場合には、海岸線の侵食および土砂等の堆積による影響に留意し、必要な項目を選定すること。

2 調査、予測および評価の手法について

- (1) 文献やその他の資料による調査に当たっては、「福井県のすぐれた自然(1999 福井県)」や各種のレッドリストなど、入手できる最新のデータを幅広く収集し、重要な知見について漏れがないようにすること。

- (2) 工事の実施に伴う大気環境への影響の予測・評価に当たっては、相当数の作業船などの船舶が長期間工事を行うことから、船舶から排出される排ガスの影響についても十分考慮すること。

また、船舶から排出される硫黄酸化物の影響についても予測・評価の対象とすること。

- (3) 道路交通による騒音・振動の影響については、資材の搬出入の輸送経路沿いに多数の海水浴場が点在し、夏期には交通量が増大することから、予測・評価の前提となる現況値として年間の変動を把握した上で、予測・評価を行うこと。

- (4) 発電所の稼動に伴う水環境の影響については、水質汚濁に係る環境基準が定められている全項目について調査を行った上で、汚濁が進行するおそれのある項目について予測・評価を行うこと。
- (5) 温排水の影響については、事業実施区域の周辺海域において定置網、採藻等の漁業が営まれていることから、当該海域に排出される既設の発電所からの温排水も含めて予測・評価を行うこと。
特に、水温については、水平および鉛直方向における1℃以上の上昇域の範囲を明確にすること。
また、海域に生息する動物への温排水による影響については、冷却水に塩素を注入するなど、生物付着防止剤を使用する場合における影響も含めて予測・評価を行うこと。
- (6) 動植物および生態系の調査に当たっては、現地調査を基本とし、その調査時期については、調査対象種の生態等を十分考慮すること。
また、動物の重要な種および注目すべき生息地、植物の重要な種および重要な群落、地域を特徴づける生態系の選定に当たっては、文献等による調査および現地調査の結果を踏まえるとともに、その選定理由を明らかにすること。
なお、地域を特徴づける生態系として、海岸から典型的に垂直的推移がみられる植生を含めること。
さらに、特に重要な種については、行動圏、生活史を含む生態の調査を十分に行い、その結果をもとに予測・評価を行うこと。
- (7) 海域に生息する動物のうち底生生物の調査に当たっては、底質の状況（岩礁、砂地など）により生物相が異なることから、目視による底質の把握を行った上で、その状況に応じた適切な手法を用いること。
- (8) 埋立地周辺に存在している藻場については、その消滅が予想されることから、予測・評価に当たっては、環境の保全のための措置を十分検討すること。
- (9) 景観への影響の予測・評価に当たっては、事業実施区域が敦賀半島突端部に位置することから、若狭湾国定公園の利用計画上の施設および対岸の道路などについても、主要な眺望点として考慮すること。
- (10) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場については、年間を通じた利用状況等および自然環境の豊かさに着目して選定すること。

3 環境影響評価準備書の作成について

- (1) 調査・予測の地点および調査期間等については、その選定の妥当性が確認できるよう、より具体的に選定理由を記載すること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。
- (3) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表を用いるなど、できる限り住民にわかりやすい内容となるよう配慮すること。